

平成29年11月28日

三木市議会
議長 穂積 豊彦 様

議会運営委員会
委員長 藤本 幸作

行政視察報告書

下記のとおり委員会行政視察を実施いたしましたので、会議規則第107条の規定により報告します。

記

1. 参加者

藤本幸作（委員長）、草間 透（副委員長）、板東聖悟、堀 元子、初田 稔
内藤博史

計6名

2. 視察内容等

日 時		場 所	内容及び対応者（敬称略）
10月24日 （火）	14:40 ） 16:10	東京都 多摩市	決算事業評価 （対応者） 議員 議会事務局 次長 〃 庶務係長 遠藤 めい子 池田 みかほ 薄井 誠嗣
10月25日 （水）	10:30 ） 12:00	千葉県 成田市	成田市コンプライアンス条例 （対応者） 議長 議会事務局 主査 総務部 総務課 課長 〃 課長補佐 伊藤 竹夫 菅原 拓実 清水 活次 小林 英雄

3. 事前質問

多摩市

決算事業評価

- (1) 事業評価制度導入の経緯（コンサルなど）について
- (2) 全事業から当該施策への絞り込みの手法について
- (3) 評価までの経過と会派や委員会での意見調整の手法について
- (4) A評価以外の評価に対する当局のフォローアップ体制について
- (5) 評価結果を公表した場合の市民の評価について
- (6) 地方自治法の改正により地方公共団体における内部統制が制度化されたことに対する考え方及び対応状況について

成田市

成田市コンプライアンス条例について

- (1) 法令違反や倫理違反に当たるか否かの判断基準及び違反した場合の量刑基準等を定めた内規などについて
- (2) 任命権者からの職員研修の実態について
- (3) コンプライアンス委員会の構成と開催頻度について
- (4) 公益通報報告書の証拠の記載例について
- (5) 通報不受理（該当しない場合：単なる誹謗・中傷など）の実例について
- (6) 通報者別（職員・市民）の実績について
- (7) 「働きかけ行為」の実態について
- (8) 地方自治法の改正により地方公共団体における内部統制が制度化されたことに対する考え方及び対応状況について

4. 所感

(1) 決算事業評価（多摩市）

施策の分析、評価及び推進に向けての提案が継続的に実施され、二元代表制の実質化に取り組まれている。

6月から評価対象事業の選定を始め、評価を実施した後、9月議会で承認を得、市長に意見具申を行って翌年の予算へ反映させるというスピード感は見習うべきであり、議会の存在、議員の責任、仕事の内容等、大変参考になった。

評価の公表についても、ホームページ等への掲載だけでなく「行政評価市民委員会」を開催するなど、フォローアップが確実に行われている。

評価形式が文章によることについては、表現が抽象的になりがちで真意が市長に伝わるかが疑問である。

(2) 成田市コンプライアンス条例（成田市）

市の内部機関である「コンプライアンス委員会」だけでなく、弁護士や専門家などによる第三者機関「コンプライアンス審査会」が設置されている。また、市職員に限らず市民からの通報も可能であり、通報先についても委員会又は審査会のどちらにでも通報できる点が特徴的である。

通報件数については制度施行初年度から年々減少傾向にあり、制度の設置目的のうちの「不正の抑止」という面で効果が出ていることが伺える。

三木市においても、倫理の確立と不正の未然防止のため、対策が必要であると考えられる。

なお、三木市での同様の条例の制定については、費用対効果の検証などさらなる調査が必要である。